

自主的避難等対象区域（相馬市）で旅館業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき対象期間の逸失利益額の2倍分の賠償を受けた申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続において賠償を受けた平成26年1月から平成27年7月までの逸失利益の算定の際、旅館に設置した自動販売機の売上げが計上されていなかったことを踏まえ、逸失利益の算定方法を見直し、同期間の自動販売機の売上げに係る逸失利益（129万7937円）の追加賠償を認めた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と、被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期限に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

#### 損害項目

ア. 平成26年1月1日～平成27年7月末日までの営業損害（逸失利益）

金129万7937円

イ. 本件和解仲介に関する弁護士費用

金3万8938円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項記載の損害項目（同項記載の期限に限る。）に対する和解金として、既払金のほか、金133万6875円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

（1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ば

ず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務がない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年12月9日

(仲介委員 小島 延夫)